

令和9年度

福岡県に対する提言書

令和8年8月

福岡都市圏広域行政推進協議会

福岡県知事
服 部 誠 太 郎 様

提 言

福岡都市圏の発展のために、かねてから格別のご高配を賜り、深く感謝申し上げます。

福岡都市圏広域行政推進協議会は、昭和53年に発足して以来、構成市町が一体となって、圏域住民サービスの向上や共通課題の解決に向けた取り組みを進めているところであります。

気候変動に伴う異常気象の深刻化や物価高騰などの課題に的確に対応しながら、将来にわたって暮らしやすい福岡都市圏であり続けるため、都市圏での連携を深め、取り組みを強化してまいりたいと考えており、そのためには、貴県の事業推進並びにご支援、ご協力が不可欠であります。

つきましては、厳しい財政状況下ではありますが、これらの事情を十分にご賢察いただき、令和9年度予算編成及び施策決定にあたり、次の事業の促進実現について、特段のご配慮をお願い申し上げます。

令和8年8月

福岡都市圏広域行政推進協議会
会長 福岡市長 高島 宗一郎

福岡都市圏広域行政推進協議会

福岡市長	高島宗一郎
筑紫野市長	平井一三
春日市長	井上澄和
大野城市長	堤かなめ
太宰府市長	高原清
那珂川市長	武末茂喜
古賀市長	田辺一城
宇美町長	安川茂伸
篠栗町長	三浦正
志免町長	世利良末
須恵町長	平松秀一
新宮町長	桐島光昭
久山町長	西村勝
粕屋町長	箱田彰
宗像市長	伊豆美沙子
福津市長	福井崇郎
糸島市長	月形祐二

提 言 事 項

1	総合的な治水対策の推進	1
2	水資源開発の促進及び水の安定供給	3
3	土砂災害対策の推進	5
4	不法係留船対策の推進	6
5	下水道の整備推進及び負担の適正化	7
6	災害対応の推進	9
7	地震対策の推進	10
8	広域交通ネットワークの整備推進等	11
9	九州大学学術研究都市づくりの推進	13
10	広告宣伝車への対応に関する検討	15
11	公共交通施設のユニバーサルデザイン化の促進	16
12	J R博多南線における利便性向上の促進	17
13	生活交通の維持確保	19
14	駅周辺における放置自転車・ミニバイク対策の促進	20
15	感染症対策の充実・強化	21
16	国民健康保険事業の安定化の推進	22
17	小児医療の充実	23
18	難聴児補聴器購入費助成事業の拡充	24
19	発達障がい児支援の充実	25
20	障害児通所支援事業所及び障害福祉サービス事業所の適正化	26
21	医療的ケア児・者等の支援の充実	27
22	地域経済活性化の推進	28
23	観光施策の支援の充実	29
24	史跡の保護と先進的多用途活用の推進	31
25	外国人を受け入れる専修学校・各種学校への適切な指導	32
26	脱炭素社会の実現に向けた取組みの推進	33
27	イノシシ等の有害鳥獣対策の強化・充実	34
28	森林環境税を活用した事業の充実等	35
29	農業農村整備事業の推進	36
30	林業振興と森林の保全	37
31	水田活用等の推進	38
32	原子力災害対策の促進	39

1 総合的な治水対策の推進

＜提言事項＞

主要な一、二級河川の適切な維持管理及び河川改修など「流域治水」の取り組みの推進

対象：宝満川、山口川、釣川、西郷川、大根川、米多比川、青柳川、薬王寺川、谷山川、湊川、多々良川、須恵川、宇美川、御笠川、高尾川、那珂川、梶原川、樋井川、室見川、瑞梅寺川、雷山川、初川

福岡都市圏は、人口の増加等に伴い都市化が進展しており、開発による保水、遊水機能の低下によって、水害発生危険性が増大しています。

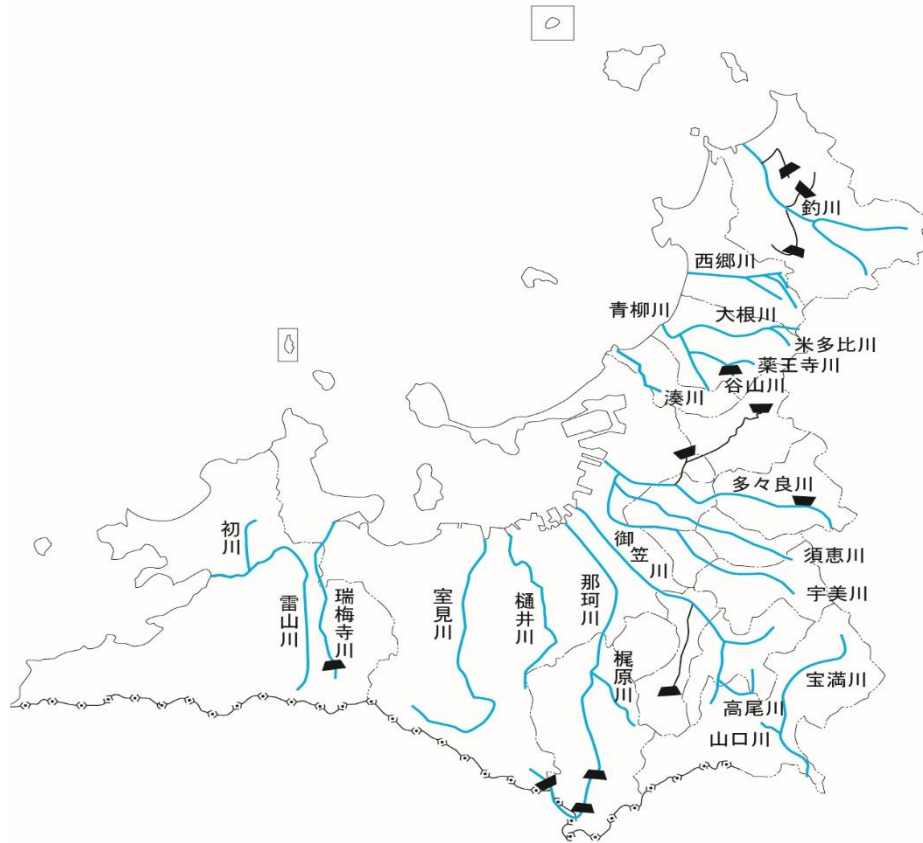
近年、地球温暖化などによる気象変化から局地的集中豪雨が発生する傾向が顕著となっており、平成11年、平成15年及び平成21年の集中豪雨では、河川の溢水等により、住居の浸水被害や冠水による道路交通の遮断等が発生しており、さらに、令和7年8月の大雨では、都市圏の各地域において、住宅等への浸水に加え、農地の冠水も広範囲に発生しております。また、平成29年度以降、県下では、大雨特別警報が6回発表され、各地で避難指示が出されるなど、都市圏の住民生活に多大な影響を及ぼしました。

このように、全国各地で水災害が激甚化・頻発化していることを背景に、流域全体のあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」の取り組みが全国的に進められており、県内においても、流域治水対策の全体像を示した「流域治水プロジェクト」に基づく取り組みが進められております。

今後、洪水による氾濫を未然に防ぎ、流域住民の安全・安心な生活を確保するためにも、早急な堆積土砂の浚渫など適切な維持管理、河川改修の推進に加え、治水協定に基づくダムの事前放流の実施などの取り組みを着実に推進する必要があります。

つきましては、近年の豪雨を踏まえた総合的な治水対策の推進を提言いたします。

河川位置図



河川名	内 容	
宝満川	河川改修 L = 3,550m	山口川合流点～原川合流点（筑紫野市）
山口川	河川改修 L = 1,300m	筑紫野市域内（筑紫野市）
釣川	河川改修 支川部	山田川（4,000m）、阿久住川（2,200m）（宗像市）
西郷川	浚渫 L = 7,910m	福津市域内（福津市）
大根川	河川改修、浚渫 L = 10,360m	古賀市域内（古賀市）
米多比川	河川改修、浚渫 L = 1,770m	古賀市域内（古賀市）
青柳川	浚渫 L = 3,230m	古賀市域内（古賀市）
薬王寺川	河川改修、浚渫 L = 3,890m	古賀市域内（古賀市）
谷山川	河川改修、浚渫 L = 6,960m	古賀市域内（古賀市）
湊川	河川改修 L = 1,000m	国道495号から新宮海岸（新宮町）
多々良川	河川改修、浚渫 L = 3,800m	福岡市域内（福岡市）
	浚渫 L = 5,000m	和田～篠栗区間（篠栗町）
	河川改修 L = 1,000m	福岡市境～ JR 香椎線多々良川橋梁（粕屋町）
	浚渫 L = 3,900m	JR 香椎線多々良川橋梁～篠栗町境（粕屋町）
須恵川	浚渫 L = 15,000m	須恵町～福岡市東区（須恵町、粕屋町）
	河川改修、浚渫 L = 2,300m	福岡市域内（福岡市）
宇美川	河川改修、浚渫 L = 5,000m	福岡市域内（福岡市）
	浚渫 L = 600m	松ヶ本橋～平松橋（宇美町）
御笠川	河川改修、浚渫 L = 24,000m	福岡市域内、大野城市域内、太宰府市域内（福岡市、大野城市、太宰府市）
高尾川	河川改修 L = 2,600m	高雄～二日市（太宰府市、筑紫野市）
那珂川	河川改修、浚渫 L = 16,800m	福岡市域内～橋本橋（福岡市、那珂川市）
梶原川	浚渫 L = 5,030m	那珂川市域内（那珂川市）
樋井川	河川改修、浚渫 L = 12,875m	福岡市域内（福岡市）
室見川	河川改修、浚渫 L = 16,330m	福岡市域内（福岡市）
瑞梅寺川	河川改修、浚渫 L = 1,550m	福岡市域内（福岡市）
	河川改修、浚渫 L = 10,750m	糸島市域内（糸島市）
雷山川	河川改修、浚渫 L = 3,750m	糸島市域内（糸島市）
初川	浚渫 L = 2,130m	糸島市域内（糸島市）

2 水資源開発の促進及び水の安定供給

<提言事項>

(1) 筑後川総合開発の促進

筑後川水系ダム群連携事業の促進

(2) 福岡導水施設地震対策事業の促進

近年、気候変動の影響による渇水や洪水などのリスクが高まるとともに、水インフラの老朽化に伴う水供給への影響も全国的に懸念されているところです。

これまで、福岡都市圏の水事情の緊急性を踏まえ、当圏域水源の約3分の1を依存しております筑後川の水資源開発の促進等にお力添えを賜っておりますことに、感謝申し上げます。

一方で、筑後川水系におきましては、夏場における流水の正常な機能維持のための用水が不足しており、その確保が重要な課題となっているところであります。

なお、筑後川の水を福岡都市圏へ導水する福岡導水施設につきましては、耐震性能が十分に確保されておらず、また、通水開始から40年以上が経過し、老朽化が進行していることから、水供給に対する大きなリスクを抱えております。

つきましては、こうした事情をご賢察いただき、流水の正常な機能維持に資する筑後川水系ダム群連携事業、並びに、将来にわたって福岡都市圏水道用水の安定供給を図るための福岡導水施設地震対策事業につきまして、なお一層促進いただきますようお願いいたします。

水資源提言位置図



3 土砂災害対策の推進

＜提言事項＞

- (1) 土砂災害警戒区域等の新たな指定に向けた調査の早期完了
- (2) 砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業の推進

近年、線状降水帯による集中豪雨や台風による記録的な大雨により、土砂災害が激甚化・頻発化しております。県においては、砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業といった土砂災害の予防保全に係る事業が実施されておりますが、土砂災害から福岡都市圏の住民の暮らしを守り、地域の安全を確保するためには、都市圏内に多数存在する土砂災害のおそれのある箇所に対し、ハード、ソフト両面から早期に対策を実施する必要があります。

つきましては、令和6年5月に公表された、土砂災害警戒区域等の新たな指定に向けた調査箇所においても、速やかに対策事業に移行することが重要であると考えておりますので、本圏域内の市町に対する現地調査の着手及び早期完了を提言いたします。

さらに、既存の土砂災害警戒区域等だけでなく、新たに指定される土砂災害警戒区域等にも重点をおいた砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業の更なる推進を提言いたします。

4 不法係留船対策の推進

＜提言事項＞

二級河川、海岸におけるプレジャーボート等不法係留船に対する積極的な対策の実施

河川の河口域や海岸に、プレジャーボートが不法に係留された場合は、大雨、台風、高潮時などに河川の安全な流下を阻害するなど、洪水被害をもたらす可能性があり、河川管理上の深刻な問題となります。

また、騒音やごみ問題、違法駐車、さらには、無秩序な係留による景観の悪化など、周辺住民の生活環境上の問題も発生します。

このため、不法係留船の撤去等対策を求める住民からの強い要望が寄せられた場合には、住民の良好な生活環境の確保のため、早急な対応が必要となります。

県におかれましては、都市圏内の二級河川及び海岸における不法係留船対策に取り組んでいただいているところではありますが、今後も不法係留船に関する調査を行い、多々良川、名柄川等につき、必要に応じて河川ごとに「不法係留船対策に係る計画」を策定のうえ、「重点的撤去区域」の設定や罰則を含む条例制定の検討など、積極的に取組みを進めていかれますよう、提言いたします。

5 下水道の整備推進及び負担の適正化

<提言事項>

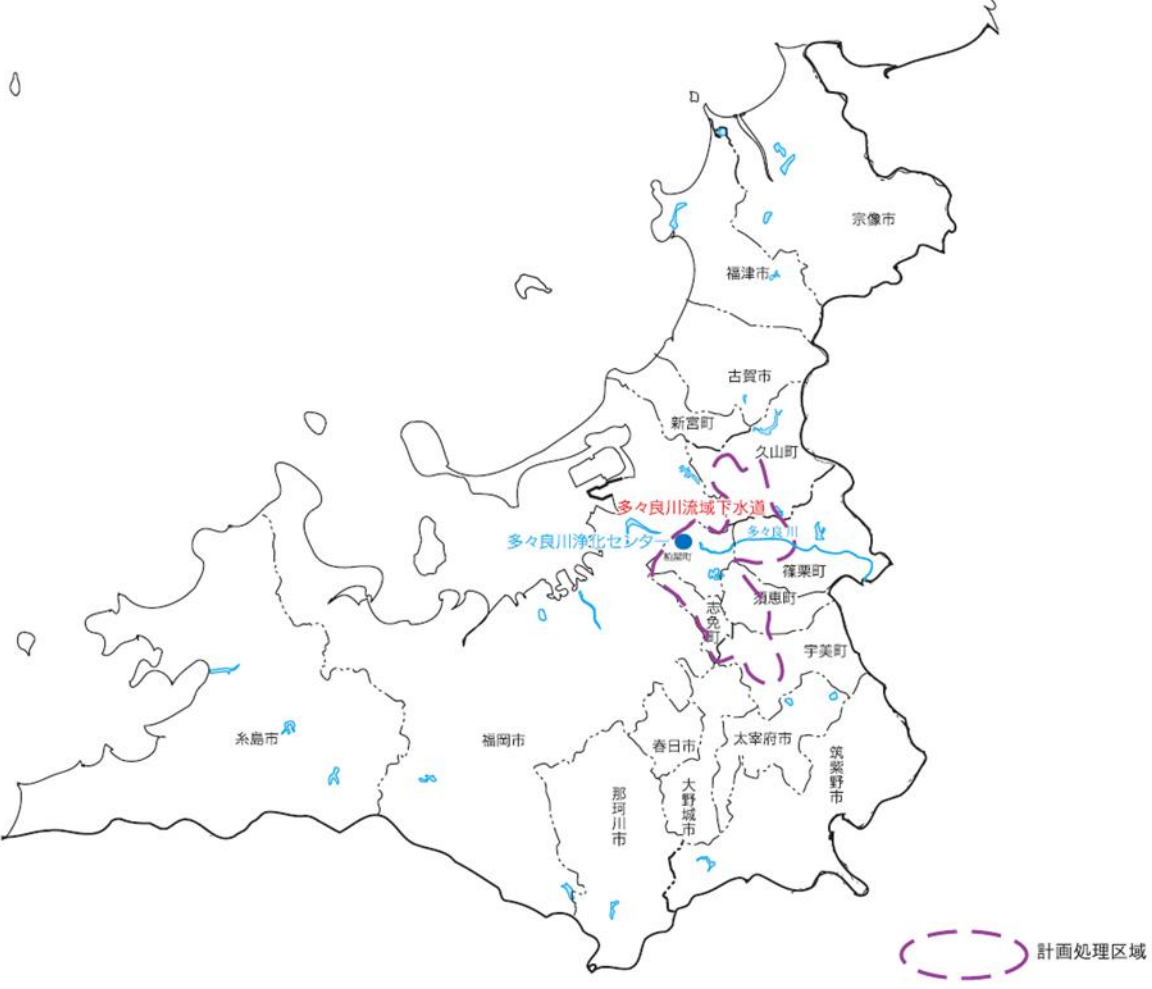
- (1) 多々良川流域下水道の整備推進
多々良川浄化センターの整備推進
- (2) 流域下水道の維持管理に係る負担の適正化
御笠川・那珂川流域下水道及び多々良川流域下水道に係る
維持管理負担金への資本費算入の改善による負担の適正化

福岡都市圏における下水道の整備については、生活環境の改善、河川等公共用水域の水質保全など、快適な都市環境づくりの一環として、圏域住民から強い要望があります。

また、流域下水道の維持管理に対する財政措置については、県下において福岡都市圏の2流域の関係市町のみが、資本費（流域下水道施設の減価償却費等及び建設財源に充てた県借入金の利息）が算入された維持管理負担金を負担しています。これは、建設時に定めた負担割合が変更されたものであり、持続的に維持管理を行ううえでの費用負担のあり方として、改善が不可欠です。

つきましては、提言事項について、特段のご配慮をお願いいたします。

下水道の整備推進



6 災害対応の推進

<提言事項>

- (1) 福岡県防災情報システムの充実
運用操作性の向上
- (2) 物資調達・輸送体制の充実
広域的な物資調達・輸送体制の確立及び関係機関との連携強化等を
目的とした訓練や研修等の実施
- (3) 被災建築物に起因する二次災害防止に係る人材育成
応急危険度判定コーディネーターの養成

近年、気象の変化などから集中豪雨などに起因する自然災害が激甚化・頻発化しており、地域住民の生命・生活を守るため、迅速な情報の収集や提供、被災者への支援など自治体の適切な災害対応が、より一層重要となってきました。

災害発生時には、福岡県防災情報システムを利用して、市民への避難情報の発令や被害状況等の報告を行っており、より迅速な処理が行えるよう、運用操作性の向上が不可欠です。

また、令和7年度より、能登半島地震を踏まえて、国が災害時における全国統一の新物資システム（B-PLo）を運用開始しておりますが、当該システムを効果的に活用し、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するためには、県内における広域的な物資調達・輸送体制を具体化し、充実させることが不可欠です。

さらに、令和8年7月に熊本地震が発生しており、被災建築物に起因する二次災害を防止するためには、被害状況の迅速かつ的確な調査・把握が必須となりますが、広域にわたって被災した場合、これらを被災自治体単独で実施することは困難であるため、広域的な人員の受け入れ等の体制確保が必要です。この体制を災害発生後、速やかに確立するためには、受け入れた人員の指揮監督及び調整役を担う「応急危険度判定コーディネーター」を養成し、受援体制の確立等を積極的に進めていく必要があります。

つきましては、更なる災害対応の推進のため、提言事項について、特段のご配慮をお願いいたします。

7 地震対策の推進

<提言事項>

民間住宅・建築物の耐震化等の促進

令和6年能登半島地震をはじめ、近年、日本各地で大規模な地震が発生しています。福岡県内には複数の活断層が存在し、令和7年と8年に福岡県より公表された「地震に関する防災アセスメント調査」において、警固断層を含む県内の活断層による地震の被害想定が大幅に引き上げられていることから、地震による人的・物的被害を軽減するためにも、建築物の耐震化が不可欠であり、木造戸建住宅への耐震改修促進やブロック塀等の撤去促進、耐震診断アドバイザーの派遣など既存制度の充実、木造戸建住宅以外の用途の建築物に関する補助制度の創設、警固断層等に関する耐震対策の検討など、より具体的な耐震化等の促進に向けた支援に取り組む必要があります。

つきましては、提言事項について、特段のご配慮をお願いいたします。

8 広域交通ネットワークの整備推進等

＜提言事項＞

(1) 国道の整備推進

- ① 一般国道385号
- ② 一般国道495号

(2) 地域をつなぐ都市交通ネットワークの整備推進

- ① 主要地方道の整備推進
- ② 一般県道の整備推進
- ③ 都市計画道路の整備推進

(3) 福岡高速3号線（空港線）延伸事業の整備促進

(4) 福岡都市高速道路の渋滞対策の検討

福岡都市圏は、福岡県下でも人口増加が著しい圏域であり、交通需要の増大による交通混雑はますます深刻になってきております。

このため、都市圏の広域的な道路ネットワークを形成する国道・県道等の整備や渋滞緩和対策の促進及びこれら道路整備の着実な推進に不可欠な財政支援は、本都市圏における都市及び経済活動の円滑化、住民生活の快適性を確保するうえで極めて重要です。

また、九州・西日本の発展を支える主要地域拠点空港として重要な役割を担う福岡空港では、将来の航空需要に適切に対応するため、令和7年3月に増設滑走路が供用され、今後、空港利用者の増大に伴い、交通混雑が一層深刻化することが懸念されます。

そのため、太宰府インターチェンジ方面からの国内線旅客ターミナルへのアクセス強化と国道3号バイパス空港口交差点等の混雑緩和を図るため、福岡高速3号線（空港線）延伸事業の整備促進が必要です。

加えて、近年、福岡都市高速道路の渋滞件数が大きく増加していることから、都市高速全体の渋滞対策も必要です。

つきましては、提言事項について、特段のご配慮をお願いいたします。

広域交通ネットワークの整備推進等（明細）

種 別	路 線 名	内 容	
国 道	一般国道385号	整備推進(拡幅改良)	L= 950m
	〃	着手要望(歩道整備)	L= 600m
	〃	整備推進(バィパス整備)	L= 2,800m
	一般国道495号	整備推進(歩道整備)	L= 320m
	〃	整備推進(歩道整備)	L= 980m
主 要 地 方 道	〃	着手要望(歩道整備等)	L= 600m
	福岡東環状線	整備推進(バィパス整備)	L= 1,700m
	飯塚福岡線	整備推進(歩道整備)	L= 820m
	筑紫野古賀線	整備推進(拡幅改良)	L= 2,200m
	〃	整備推進(拡幅改良)	L= 3,600m
	〃	整備推進(拡幅改良)	L= 1,700m
	福岡早良大野城線	整備推進(歩道整備)	L= 1,310m
	〃	整備推進(歩道設置)	L= 540m
	福岡志摩線	整備推進(交差点改良)	L= 3,400m
	〃	着手要望(歩道拡幅)	
	宗像玄海線	整備推進(拡幅改良)	L= 1,000m
	〃	着手要望(拡幅改良)	L= 2,000m
	直方宗像線	整備推進(歩道整備)	L= 1,300m
	福岡筑紫野線	着手要望(拡幅改良)	L= 1,900m
	〃	着手要望(歩道整備)	L= 1,200m
	〃	整備推進(交差点改良)	L= 235m
	〃	着手要望(改良整備)	L= 3,100m
	筑紫野インター線	整備推進(新設)	L= 780m
	山口原田線	整備推進(新設)	L= 870m
	若宮玄海線	着手要望(歩道整備)	L= 1,500m
	〃	着手要望(拡幅改良)	L= 550m
	筑紫野筑穂線	整備推進(交差点改良、歩道整備)	L= 170m
一 般 県 道	猪野土井線	着手要望(歩道整備)	L= 400m
	岡垣玄海線	整備推進(拡幅改良)	L= 1,400m
	玄海田島福岡線	整備推進(拡幅改良)	L= 1,500m
	〃	着手要望(歩道設置)	L= 1,300m
	町川原赤間線	着手要望(バィパス整備)	L= 800m
	山田新宮線	整備推進(歩道整備)	L= 1,700m
	片縄下白水線	着手要望(歩道整備)	L= 1,140m
	曲須恵線	着手要望(道路改良)	L= 350m
	野間須恵線	着手要望(拡幅改良)	L= 900m
	畦町村山田線	整備推進(バィパス整備)	L= 391m
	基山停車場・平等寺・筑紫野線	整備推進(拡幅改良)	L= 2,700m
	宮ノ浦前原線	着手要望(交差点・視距改良、歩道設置)	
	桜井太郎丸線	〃	
	薦野福岡線	着手要望(歩道整備)	L= 3,000m
	田島田熊線	整備推進(道路改良)	L= 500m
	湊・下府線	着手要望(拡幅改良)	L= 600m
	船越前原線	着手要望(拡幅改良、バスケット設置)	L= 900m
	平等寺那珂川線	着手要望(拡幅改良)	L= 5,800m
	〃		
	岡垣宗像線	整備推進(拡幅改良)	L= 770m
都 市 計 画 道 路	志免宇美線	整備推進(新設)	L= 4,490m
	〃	着手要望(新設)	L= 1,775m
	席田浦田線	着手要望(新設)	L= 1,310m
	長浜太宰府線	整備推進(新設)	L= 1,131m
	〃	着手要望(新設)	L= 712m
	宗像福岡線	整備推進(新設)	L= 330m
須 恵 ・ 新 宮 線 (仮称)	波多江泊線	整備推進(新設)	L= 1,230m
自動車専用道路		事業化検討(新設)	L=16,000m
		福岡高速3号線(空港線)延伸事業の整備促進	L= 1,800m(福岡市)

9 九州大学学術研究都市づくりの推進

<提言事項>

- (1) 学術研究都市における研究開発機能の集積と活用推進
- (2) 九州大学学術研究都市構想と関連する都市基盤の整備推進等

学園通線 ①主要地方道 福岡志摩線

②一般県道 船越前原線

③市道 学園通線

④一般県道 宮ノ浦前原線

⑤一般県道 桜井太郎丸線

中央ルート ⑥一般県道 瑞梅寺池田線及び都市計画道路 波多江泊線

二級河川 周船寺川

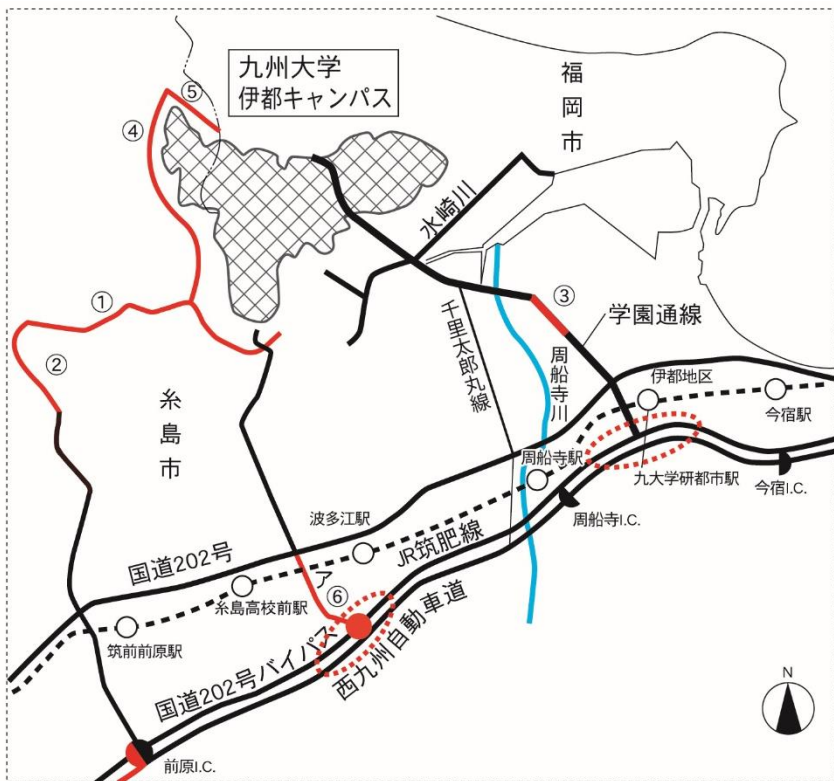
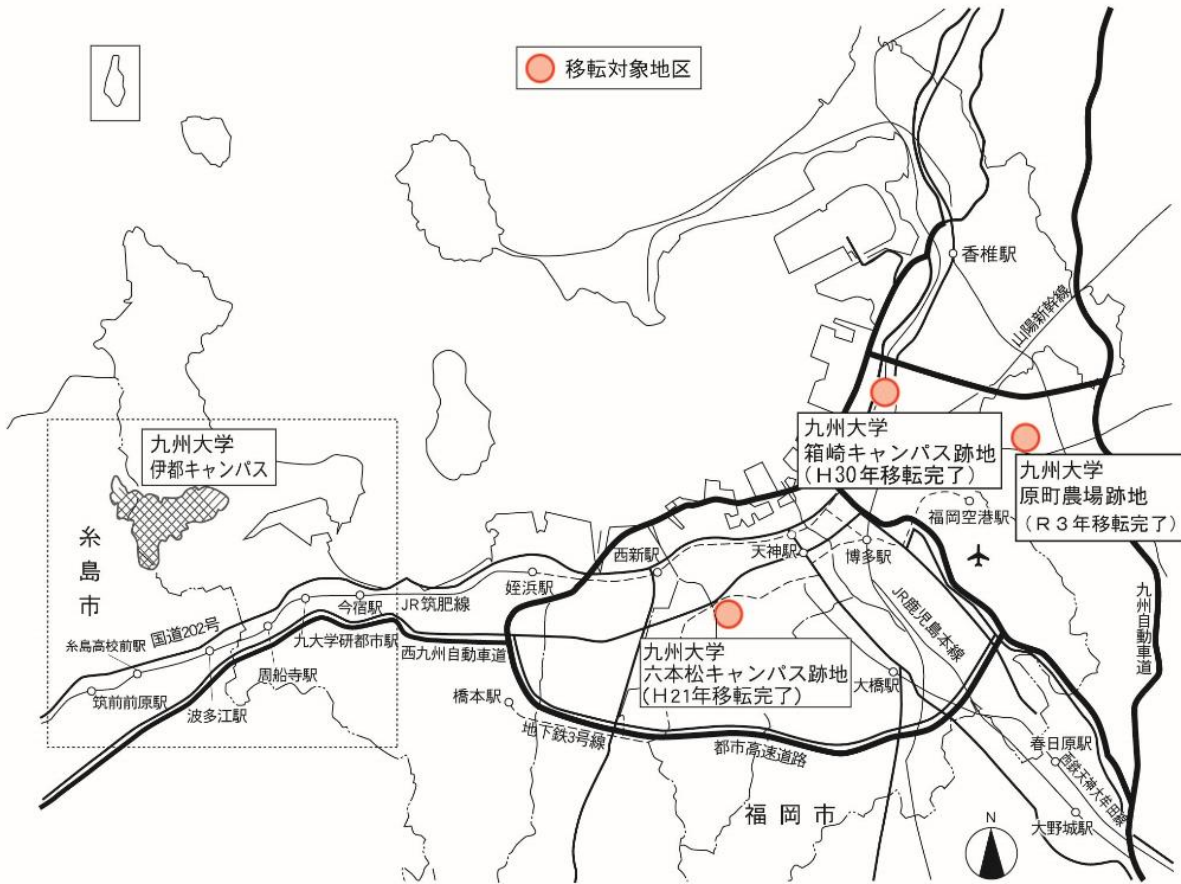
西九州自動車道とのアクセス強化策の検討

都市圏西部を中心とする学術研究都市づくりにつきましては、世界的水準の教育研究拠点をめざす九州大学や、地元産学官により設立した（公財）九州大学学術研究都市推進機構とともに取り組んでおり、今後も、平成30年9月に移転が完了した九州大学伊都キャンパスを核として、研究開発機能の集積や都市基盤の整備など、継続的に取り組む必要があります。

研究開発機能につきましては、平成21年から平成26年にかけて糸島リサーチパークに水素エネルギー製品研究試験センターや、社会システム実証センター・三次元半導体研究センター（令和7年8月両センターを福岡超集積半導体ソリューションセンターに統合・改組し、機能強化）が整備され、令和5年4月には福岡市産学連携交流センターの隣接地に九州大学と連携した研究開発次世代拠点（いとLab+）が開業するなど、集積が進みつつあります。

今後も更なる研究開発促進を図るため、都市圏各市町と連携しながら、九州大学を活かした研究機関等の誘致活動を進めていくよう提言いたします。あわせて、伊都キャンパスへのアクセス道路の整備推進や雨水排水の根幹をなす河川の整備推進、西九州自動車道とのアクセス強化策の検討について提言いたします。

九州大学学術研究都市づくりの推進



〈道路事業の整備推進〉——提言箇所

- | | |
|--------|--------|
| ①主要地方道 | 福岡志摩線 |
| ②一般県道 | 船越前原線 |
| ③市道 | 学園通線 |
| ④一般県道 | 宮ノ浦前原線 |
| ⑤一般県道 | 桜井太郎丸線 |
| ⑥一般県道 | 瑞梅寺池田線 |

(参考)

- | | |
|---------|-----------------------|
| ②都市計画道路 | 学園通線（糸島市）
及び北新地新田線 |
| ③都市計画道路 | 学園通線（福岡市） |
| ⑥都市計画道路 | 波多江泊線 |

〈街路事業の整備推進〉—— 提言箇所

ア 都市計画道路 波多江泊線

〈河川事業の整備推進〉—— 提言箇所

二級河川 周船寺川

〈西九州自動車道との アクセス強化策の検討〉

提言箇所

10 広告宣伝車への対応に関する検討

＜提言事項＞

- (1) 騒音などの問題についての規制及び啓発等
- (2) 屋外広告物許可申請手続きなどの周知徹底

近年、全国の都市圏域において、風俗求人を謳った広告物を表示し、大音量で宣伝しながら公道を走る悪質な広告宣伝車が問題となっており、良好な景観の実現や、住民の安全安心といった観点などからも重要な課題となっております。

各市町においても対策を検討していくところですが、広告宣伝車は圏域をまたいで行き来することから、都市の良好な景観形成や公衆に対する危害の防止を図るためには、近隣都市が広く連携して、対策を講じる必要があると考えております。

つきましては、福岡県においても広告宣伝車への対応に関しまして、騒音などの問題についての規制及び啓発等を検討いただくとともに、広告宣伝車の屋外広告物許可申請手続きなどの周知徹底に取り組んでいただきますよう、提言いたします。

11 公共交通施設のユニバーサルデザイン化の促進

<提言事項>

公共交通施設のバリアフリー化に対する助成制度の拡充

高齢化が進展する中、ユニバーサルデザインの理念に基づく取組みのひとつとして、高齢者や障がい者などの安全且つ円滑な移動を確保することを目的に、交通事業者が行う鉄道駅やバス車両等のバリアフリー化整備に補助を行い、公共交通施設のバリアフリー化の推進に努めておりますが、その負担が増加傾向にあることから、財政状況を圧迫し、事業推進に支障をきたしております。

鉄道駅につきましては、令和6年度より助成制度を創設いただいておりますが、地域間を運行する路線バスなど、広域的な公共交通施設のバリアフリー化に対する助成制度の拡充を図られるよう、提言いたします。

「福岡県鉄道駅バリアフリー化促進費補助金」については、国の補助採択にかかわらず、県独自での補助交付を図られるよう、提言いたします。また、現在令和8年度までの補助となっておりますが、期間の延長を行っていただきますよう、提言いたします。

12 JR博多南線における利便性向上の促進

<提言事項>

JR博多南線におけるダイヤ増便や転落防止柵設置等、利便性向上に関する鉄道事業者等関係機関への積極的な働きかけ

<提言区間>

JR博多南線 博多駅～博多南駅間 (8.5km)

平成2年に開業したJR博多南線は、利便性が高く、令和7年の利用者は1日あたり約1万6千人、年間約610万人を数える黒字路線となっており、那珂川市や、福岡市、春日市、大野城市の約35万人の沿線住民にとって、なくてはならない交通基盤となっています。

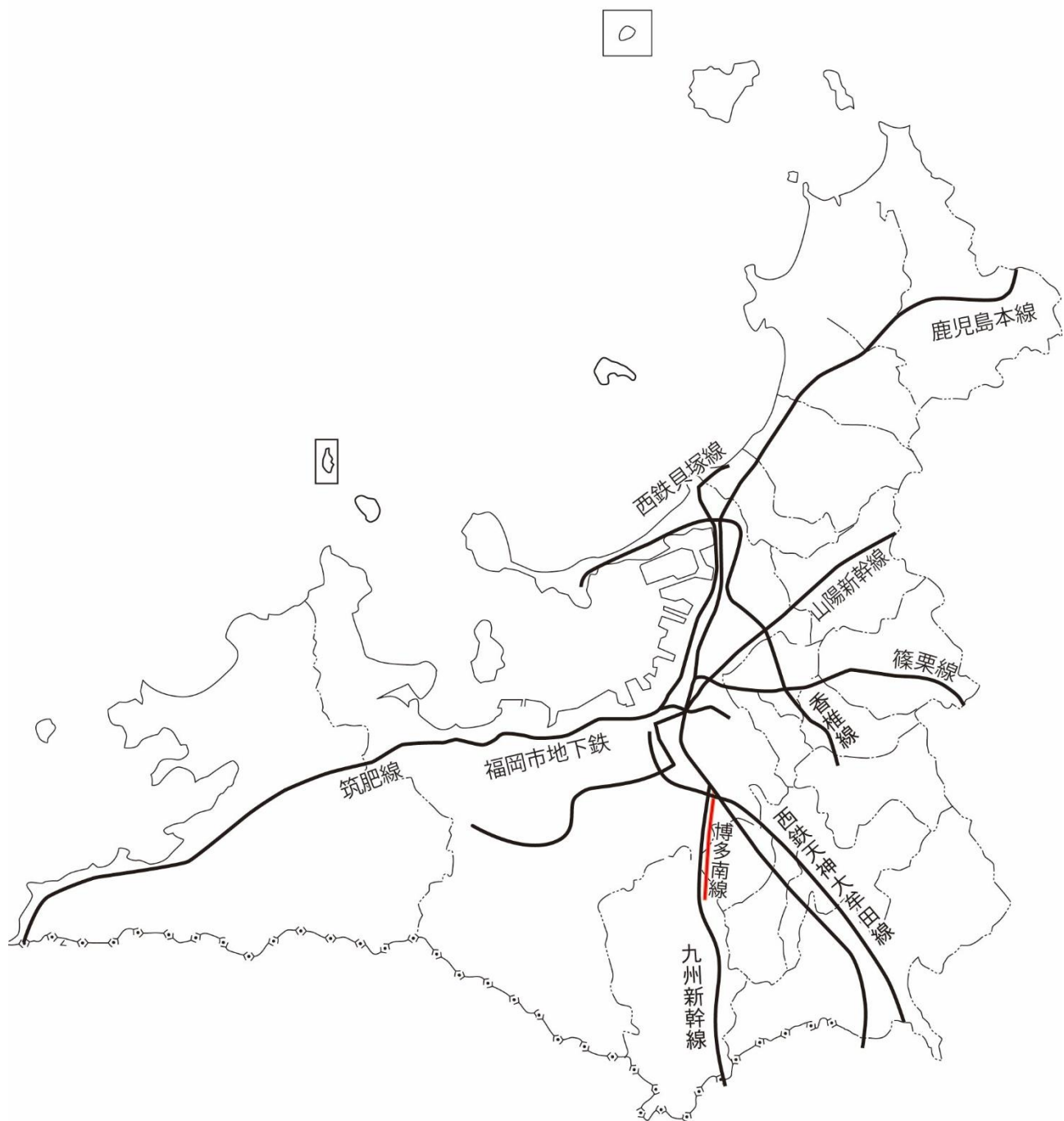
沿線及び周辺地域の住環境の充実等を図っていくためには、利用希望の多い時間帯の増便や転落事故防止のための駅ホーム安全柵の設置等、今後ともJR博多南線の利便性を向上させる取組みが不可欠です。

つきましては、JR博多南線の利便性向上につながる取組みについて鉄道事業者等関係機関への積極的な働きかけを行っていただきますよう、提言いたします。

【博多南駅駅前周辺整備状況】

平成9年3月	博多南駅前土地区画整理事業	5.7ヘクタール
	事業費	12億7,700万円
平成11年4月	駅前歩道橋、自転車駐車場	
	事業費	3億2,800万円
平成12年4月	エレベーター設置	
	事業費	6,700万円
平成15年度	博多南駅前まちづくり整備事業実施 駅前ビル建設	
	事業費	6億9,428万円
平成16年度	博多南駅前まちづくり整備事業実施 ペDESTリアンデッキ、情報掲示板・街路灯設置	
	事業費	4億3,367万円
平成29年度	博多南駅前ビルリニューアル工事等実施 駅前歩道橋改修、駅前公園外壁改修	
	事業費	2億3,013万円

鐵 道 網 図



13 生活交通の維持確保

<提言事項>

- (1) 地域を巡回する路線バスやコミュニティバスに対する財政支援の拡充
- (2) 離島航路の安定運営に関する財政支援の拡充

福岡都市圏においては、近年は運転手不足等もあり、不採算路線の廃止・縮小が相次いでおり、バス路線の維持が一層課題となっております。

このような廃止・縮小されたバス路線は、高齢者、障がい者をはじめとした沿線住民にとって、その生活に必要不可欠なものが多いことから、各市町においては、コミュニティバス・民間バス事業の運行経費に対する補助や車両の購入により、その維持・確保に努めておりますが、負担が大きく、各市町の財政状況を圧迫しています。

さらに、地域の日常生活における移動手段として不可欠な離島航路についても経費削減等に取り組んでいるものの、航路維持のための費用や新船建造費用が各市町の大きな負担となっています。また、昨今の中東情勢による燃料価格等の高騰への可及的速やかな対策も必要となっています。

つきましては、提言事項について、特段のご配慮をお願いいたします。

14 駅周辺における放置自転車・ミニバイク対策の促進

<提言事項>

自転車駐車場の建設や用地の提供、管理費負担等に関する鉄道事業者への働きかけ

地球温暖化対策の一環として、公共交通機関の利用や自転車通学・通勤等を促進していく必要がありますが、一方で、通勤・通学、買物等における自転車・ミニバイクの利用増加に伴い、福岡都市圏内の駅周辺は、自転車等の駐車スペースが少ないことから大量の自転車等が放置され、歩行者の通行や緊急自動車の進入、都市美観の維持などにおいて様々な弊害が生じております。

自転車等の駐車対策については、地方自治体の責務であり、各市町とも駐車スペースの確保に努めておりますが、駅周辺の用地確保は極めて難しく、放置自転車等の問題は、なかなか改善しない状況にあります。

駅周辺の放置自転車等の大半は、駅利用者によるものであることから、その解決には鉄道事業者のなお一層の理解と協力が不可欠であると考えます。

つきましては、自転車駐車場の建設、用地の提供及び管理費用の負担について協力が得られるよう、鉄道事業者への積極的な働きかけを提言いたします。

15 感染症対策の充実・強化

<提言事項>

感染症予防計画等に基づく健康危機管理体制の強化

感染症対策については、県の感染症予防計画や医療計画に基づき、各市町において健康危機管理体制の強化に取り組んでいるところです。

つきましては、新興感染症等の発生時に適切な医療を提供するため、平時からの医療機関等の感染症対策に必要な財政支援や医療措置協定の締結に基づく医療体制の整備、保健所における研修の実施や適切な人員配置による機能強化について、特段のご配慮をお願いいたします。

16 国民健康保険事業の安定化の推進

<提言事項>

県内市町村の医療費水準の平準化及び低減に向けた取組の推進

県におかれましては、国保の都道府県単位化の趣旨の更なる深化を図るため、令和6年4月に策定された第二期福岡県国民健康保険運営方針において、将来的には、県内において同じ所得水準・世帯構成であれば同じ保険料とする県内の保険料水準の「完全統一」を目指すこととし、まずは「納付金ベースの統一」から実施するとされ、令和7年度以降、段階的に各市町村の国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）にそれぞれの医療費水準を反映させないようにしていくこととされております。

しかしながら、各市町村の納付金にそれぞれの医療費水準を反映させない場合、県内市町村間の医療費水準の格差が存在する現状では、かえって被保険者間の公平性を欠くこととなります。

また、県内の医療費水準は、全国平均と比較して高く、国民健康保険財政を圧迫する要因となっております。

つきましては、医療費適正化、健康づくり、地域の実情に応じた医療提供体制の構築を推進されるなど、県内市町村の医療費水準の平準化及び低減に向け、県自らが積極的に取り組み、さらなる国保財政の安定化を図っていただきますよう提言いたします。

また、福岡県医療費適正化計画における医療費の効率的な施策の中でも、特に臨床で後発医薬品やバイオ後続品の供給不足による使用促進が遅滞することがないように、国等に対し要望されますよう提言いたします。

17 小児医療の充実

<提言事項>

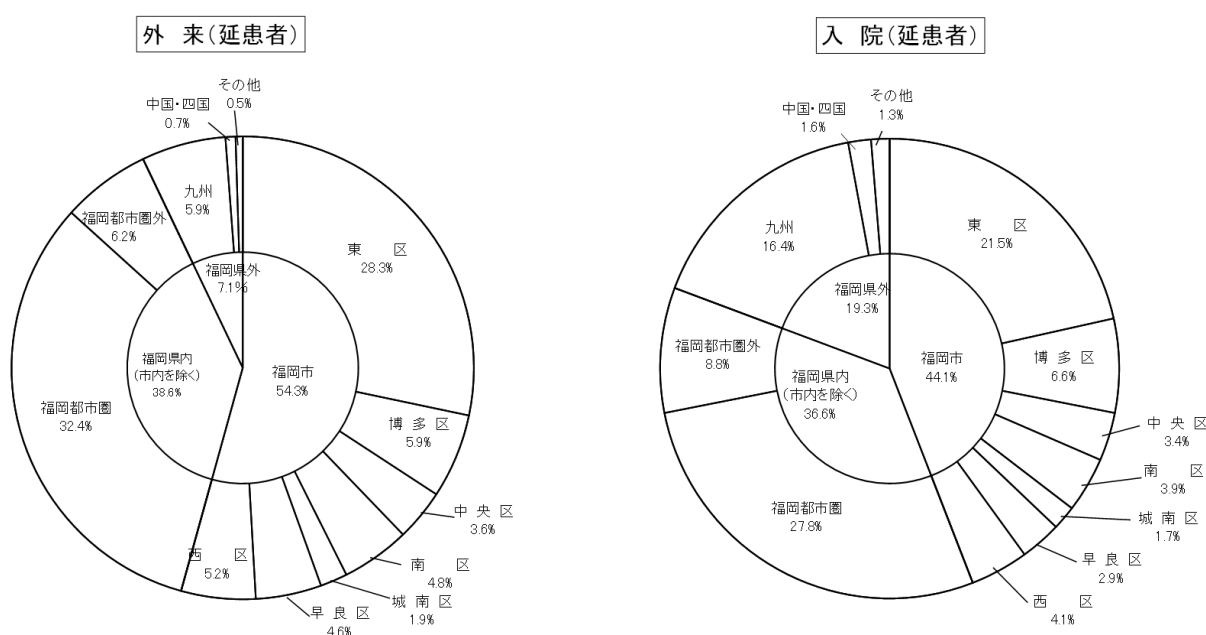
小児医療高度化支援事業費補助金の拡充

福岡市立こども病院は、県下で唯一の小児高度専門病院であり、九州・西日本一円から広く患者を受け入れ、小児医療の中核病院の役割を果たしております。

引き続き、全国トップクラスの手術をはじめとした医療水準の維持、向上を図るべく、小児医療・周産期医療をさらに充実し、安定的に高度医療を提供していきたいと考えております。その運営には多額の費用が必要となる中、令和8年度の診療報酬改定による一定の対応が図られたものの、昨今の物価高騰や人件費の上昇に十分に対応できる水準には至っておらず、依然として厳しい経営状況が続いております。

つきましては、小児医療高度化支援事業費補助金に係る交付要件の緩和及び物価高騰などを踏まえた補助金額の拡充について、特段のご配慮をお願いいたします。

【福岡市立こども病院居住地別外来・入院患者構成比（令和7年度）】



※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が必ずしも100%にはならない。

18 難聴児補聴器購入費助成事業の拡充

<提言事項>

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業に係る低所得者を対象とした負担軽減措置及び補助率の引上げ

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児にとっては、言語の習得や発達の支援のために、幼少期から補聴器を装着することが望ましいですが、特に両耳分の補聴器を購入する場合、負担が高額となるため、購入を躊躇する方がいらっしゃいます。また、修理については全額自己負担となることから、保護者の負担も重くなっています。

県においては、軽度・中等度難聴児が補聴器を購入する際に、各市町が実施している補聴器購入費助成事業に対する補助を行っていただいているところですが、相談が増加傾向にあり、各市町の助成割合に関わらず、補助率が最大で3分の1であることから、市町の負担も増えてきています。

つきましては、補聴器購入等を促進することで、難聴児のより一層の健全な発達を図るため、補装具費支給制度と同様の負担上限額及び修理の助成を適用していただくとともに、補助率を引き上げていただくよう、提言いたします。

19 発達障がい児支援の充実

＜提言事項＞

- (1) 発達支援を行う施設などの増設等の検討
- (2) 発達障がい児支援に対する助成制度の拡充

福岡都市圏においては、早期発見と早期療育の観点から、各市町の状況に応じた独自の療育事業を、それぞれ工夫しながら単独事業で実施しておりますが、支援が必要な児童の増加によって、各市町の財政状況を圧迫しているほか、独自事業を実施する施設の整備が困難な状況にあります。

加えて、5歳児健康診査を推進することとされておりますが、当該健康診査で把握された発達特性について、こどもとその家族に必要な支援を行うためには、更なるフォローアップ体制の整備が課題となっております。

つきましては、現行の児童福祉法や発達障害者支援法の趣旨を踏まえ、早期発見と早期療育を実現するため、市町が直接実施している事業とその施設整備への経費助成制度について、「発達に特性のあるこどもへのアセスメント強化・伴走的支援推進事業」に対する県補助制度の創設を含め、より一層の拡充を図られるとともに、県において、発達支援を行う施設などの増設等を検討していただくよう、特段のご配慮をお願いいたします。

20 障害児通所支援事業所及び障害福祉サービス事業所の適正化

<提言事項>

- (1) 広域的な供給適正化に向けた区域設定の見直し
- (2) 総量規制を含む指定抑制と不足分野への重点的な整備誘導
- (3) 実地確認を重視した運営指導によるサービスの質の向上

近年、障がい福祉サービス等の利用量及び給付費は増加の一途をたどっており、制度の持続性とサービスの質の確保が急務となっています。とりわけ障害児通所支援事業所及び障害福祉サービス事業所の利用においては、受給者証により居住地外の事業所も利用可能であることから、福岡都市圏では広域利用が常態化しています。

この実態を踏まえ、福岡県障がい者福祉計画及び福岡県障がい児福祉計画において、区域が市町村単位で設定されているサービスについては、広域利用の実態やサービスの特性に応じ、障がい保健福祉圏域単位への見直しを含めた検討を行い、広域的な視点に立った供給の適正化を進めることを提言します。

あわせて、計画上の必要量を上回る児童発達支援及び放課後等デイサービス等については、総量規制を含む指定抑制の検討及び実施を図るとともに、医療的ケア児、重症心身障がい児等の不足分野への重点的な整備誘導を進めるよう提言します。

さらに、既存事業所に対しては、実地確認を重視した運営指導により、更なるサービスの質の向上を図るよう要望いたします。

21 医療的ケア児・者等の支援の充実

<提言事項>

最重度の医療的ケア児・者等の受入体制整備に向けた支援の充実等

常に目を離すことができない重度の医療的ケア児・者を日常的に介護する家族は、まとまった休息が取れないなど過酷な環境に置かれており、現在利用できるサービスのみでは不足していることから、その充実が喫緊の課題となっています。

また、短期入所や生活介護を行う事業所においては、医療的ケア児・者や強度行動障がいのある方の利用ニーズが高いにもかかわらず、専門職の配置が困難であることから受入れが進まない実態があります。特に最重度の方については受入れ先が限定されており、家族の負担が深刻です。こうした状況を踏まえ、県や市町による事業所に対する財政的支援が必要であると考えます。特に、医療型短期入所に関しては、最重度の方を受け入れ可能な医療機関が限られていることから、体制整備へ一層の支援が求められます。

つきましては、上記の課題解決に向け、格別のご配慮をお願いいたします。

22 地域経済活性化の推進

＜提言事項＞

- (1) 物価高騰による地域経済への影響を踏まえた
消費喚起策及び事業者向け財政支援策の拡充実施
- (2) 経済政策としての交付金事業実施の要請

地域内消費を喚起し地域経済の活性化を図ることを目的として、商工会、商工会議所、商店街が実施しているプレミアム付き地域商品券事業は、消費者の購買意欲を高め、商品券利用時の追加現金支出も含めて、同事業への参画事業者の売上増につながっており、効果的な事業となっております。

つきましては、「福岡県地域商品券による地域経済活性化支援事業費補助金」を確実に継続実施するとともに、国際情勢等による物価高騰の地域経済への影響を鑑み、消費喚起策及び事業者向け財政支援のさらなる充実を図られるよう提言いたします。

また、平成27年度に実施された「地域住民生活等緊急支援のための交付金」を活用した本事業の効果を十分に踏まえ、国に対し景気を強力に下支えするための経済政策として、同種交付金事業の実施を要請されますようあわせて提言いたします。

23 観光施策の支援の充実

<提言事項>

(1) 観光振興支援の充実

- ① 観光立国の実現に向けた自治体支援の充実
- ② 旅行者に対する受入環境整備に係る財政支援及び推進
- ③ 地域特性を生かした魅力ある地域ブランドの振興に対する支援の
拡充
- ④ 福岡県宿泊税交付金の活用制限の緩和

(2) オーバーツーリズム対策の推進

- ① 「旅マエ」におけるマナー啓発強化
- ② 住宅宿泊事業者等に対する監督体制等の強化

福岡都市圏においては、豊かな自然と大陸との交流や文化の玄関口として繁栄してきた歴史を持ち、魅力ある歴史・文化資源を有しています。また、伝統的な祭りが現在に受け継がれているほか、農水産物にも恵まれており、「食」をテーマにした観光も魅力の一つとなっているところです。

国において、観光が日本の重要な政策の柱として位置づけられている中、観光立国の実現に向け、地方自治体における観光産業の生産性向上・高付加価値化、観光資源の磨き上げや受け入れ環境の整備、農林水産物、自然景観、歴史まちづくりなど地域の特性を生かした魅力ある地域ブランドの振興は、不可欠なものとなっています。

つきましては、このような取組みに対する財政支援を講じていただきますよう提言いたします。

併せて、福岡県においては令和2年度から宿泊税が導入され、その税収の一部が市町村への財政的支援として交付されています。しかしながら、交付対象が「新規事業」及び「既存事業の拡充」に制限されているため、多額の経費を要する観光関連施設の修繕や維持管理、観光客の受け入れのため継続的に実施している事業には活用することができません。

つきましては、各市町の実情や課題に応じて柔軟に交付金を活用できるよう、宿泊税交付金の活用制限を緩和していただきますよう提言いたします。

また、近年、外国人観光客の増加に比例して交通渋滞の慢性化、文化の違いなどによるトイレの使い方やごみのポイ捨て、路上喫煙等のマナー問題等が顕著であり、現地案内表示等のいわゆる「旅ナカ」での啓発だけでは対応は困難な状況です。

つきましては、交通渋滞の緩和策に加え、国内外の旅行会社等や航空事業者等の交通事業者と連携し、出発前の外国人観光客に対する日本での観光マナーに関する啓発を行うなど、県による「旅マエ」におけるマナー啓発強化を図り、オーバーツーリズム対策について、主体的な取組みにより、自治体を支援いただきますよう提言いたします。

また、一部の民泊施設利用者による迷惑行為によって、住民生活に悪影響を及ぼしていることから、住宅宿泊事業者や簡易宿所営業者に対する県の監督体制を強化し、観光振興と住民生活の調和を図っていただきますよう提言いたします。

24 史跡の保護と先進的多用途活用の推進

<提言事項>

- (1) 文化財保護に係る県費補助の拡充
- (2) 史跡等の活用についての総合的支援策
- (3) 「西の都」広域連携と地域活性化事業の充実

福岡都市圏は、国内有数の史跡集中地であり、古代の大宰府跡・水城跡・大野城跡・鴻臚館跡・怡土城跡や、中世の博多遺跡・元寇防塁・首羅山遺跡、近世の福岡城跡など多くの国指定史跡は、わが国を代表する魅力的な文化観光資源としての価値を有しています。

国は、史跡・文化財を将来に伝えるために観光客誘致や地域活性化の取り組みが欠かせないとして、平成31年4月施行の改正文化財保護法で、史跡・文化財を保護しつつ活用に重点を置く方針を掲げており、日本遺産などの地域活性化施策も重視されております。

近年では、本圏域の史跡等にも多くの観光客等の来訪がある一方で、史跡等のオーバーユースや異常気象によるき損が問題となっています。

また、地方自治体が史跡等の価値を損なわず多様な活用を実践する先進的な取り組みを行い、かつ史跡保護を確実に行うための自主財源の確保を目指していくには、維持保存型から価値を生み出す先進的多用途活用型の史跡に展開することが必要です。

つきましては、文化財保護事業に係る県費補助について十分な予算確保や史跡を先進的多用途活用型へと展開するための総合的な支援策を講じていただきますよう、提言いたします。

加えて、福岡県を代表に県下6市町と佐賀県1町で構成される協議会により推進している古代日本の「西の都」をテーマとした事業については、文化財保護の観点に限らず、広域的な連携を進め、県下の地域活性化を図っていくことが重要です。

福岡県におかれましては、このための体制を速やかに整えていただくとともに、関係自治体をはじめ、県下に地域活性化の好循環が図られるよう、広域連携事業の充実・予算の安定的な確保に努めていただきますよう、提言いたします。

25 外国人を受け入れる専修学校・各種学校への適切な指導

＜提言事項＞

外国人を受け入れる専修学校等及び学校法人に対する地域共生の観点からの確認・指導の強化について

福岡都市圏では、外国人を受け入れる専修学校の校舎建設に際して、学校側と地域住民との間でトラブルとなる事例も発生しており、外国人住民の増加に伴う生活環境の変化への不安が地域住民の間で高まり、学校と地域との分断が懸念される状況となっております。現在の専修学校および各種学校の設立や学校法人の認可に際しては、教育体制や施設環境等が審査対象となっておりますが、地域との共生を図るための対応については対象となっております。

しかしながら、このような状況を踏まえると、外国人を受け入れる専修学校および各種学校、またこれらを運営する学校法人においては、地域で継続的に運営する教育機関として、地域住民との信頼関係の構築や地方公共団体との連携に向けた体制づくりなど、地域との共生に向けた対応の重要性が高まっております。

つきましては、県におかれまして、外国人を受け入れる専修学校および各種学校、またこれらを運営する学校法人に対して、地域や地方公共団体との連携に関して学校側が主体的に取り組み、設立後も継続して地域社会との共生に向けた取組みを実施するよう、認可の審査基準に盛り込むとともに、審査プロセスにおいて基礎自治体や地元住民の意見を踏まえて審査を行うこと、また地域との軋轢が生じないよう、設立後も含め必要な確認・指導を行っていただきますよう提言いたします。

26 脱炭素社会の実現に向けた取組みの推進

＜提言事項＞

- (1) 電気自動車・燃料電池自動車の購入に対する補助制度の創設
- (2) 電気自動車向け急速充電設備の設置経費に対する補助制度の創設
- (3) 県有施設における充電インフラ設備の整備推進

国においては、令和7年2月の「地球温暖化対策計画」策定をはじめ、脱炭素社会実現に向けた様々な目標設定、施策の推進がなされております。そのうち自動車部門では、2035年までに乗用車の新車販売に占める電動車の割合を100%とすることが掲げられており、昨今の中東情勢の影響により燃料価格が高騰している状況も踏まえ、電気自動車や燃料電池自動車購入費補助などにより、電気自動車等の普及を強力に推し進めていく必要があります。

また、都市圏住民の生活圏は各市町を越え、日常的に自動車による往来がなされていることから、電気自動車の普及促進のためには、急速充電設備等のインフラを充実させることも重要です。

さらに、福岡県では北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進構想を推進されておりますが、電気自動車等の普及は県内の自動車産業や関連産業の活性化にもつながるものと考えております。

現在、国や本圏域の一部自治体においても補助事業を実施し、充電インフラ設備の整備促進を図っているところですが、国が掲げる目標達成のためには、県の積極的な取組みも求められます。

つきましては、提言事項について、特段のご配慮をお願いいたします。

27 イノシシ等の有害鳥獣対策の強化・充実

<提言事項>

- (1) 有害鳥獣捕獲に係る県独自の上乗せ報奨金の創設
- (2) 有害鳥獣広域捕獲対策事業費の拡充
- (3) 県による実効性の高い広域捕獲活動の実施

福岡都市圏におきましては、国・県の補助事業を活用し、農地への侵入防止柵や箱わなの設置、猟友会への捕獲活動経費補助など、イノシシ等の有害鳥獣による農作物被害対策を実施しており、福岡県下の有害鳥獣による農林水産業被害額は減少傾向にありますが、シカの生息域の拡大により農産物被害が増加するなど、いまだ多額の被害が生じております。

さらに、近年では、市街地に迷入したイノシシやサルによる人的・物的被害が継続的に発生するなど、その対策が喫緊の課題となっております。

現在、国において、有害鳥獣捕獲活動の従事者に対して捕獲実績に応じた定額補助が行われておりますが、既存の補助単価では活動経費を十分に賄えておらず、従事者に相当の経費負担が生じており、捕獲の効果を上げるためには単価の継ぎ足し等による支援の充実が必要です。

また、近年漸減傾向にある有害鳥獣広域捕獲対策事業費についても、捕獲活動の充実・強化のためには必要不可欠であり、事業費の拡充が求められております。

さらに、各市町は独自の捕獲活動に加え、効率的な捕獲活動を推進するため、近隣市町と連携した活動を実施しておりますが、イノシシやシカ、サルは行動範囲が広く、生息圏も移動するため、県による広域的な捕獲活動について、実効性の高い内容で実施していくことが必要と考えます。

つきましては、提言事項について、特段のご配慮をお願いいたします。

28 森林環境税を活用した事業の充実等

<提言事項>

(1) 事業対象の充実等

① 水源地域、水源林に対する荒廃森林整備事業の継続

② 事業対象の拡大（放置竹林、花粉発生源対策等）

(2) 強度間伐における事業要件の緩和

(3) 公共施設等における木製品の展示事業交付金の再開

(4) 広報の充実

福岡都市圏の水源地域については、圏域外である筑後川に大きく依存している状況であり、その水源地域における森林の水源地かん養機能の維持・向上が、重要な課題となっております。

また、放置された竹林が隣接地に侵入及び拡大することにより、森林が持つ公益的機能が損なわれる恐れがあるほか、国が推進している花粉症対策を進めるためには、私有林においても、スギ・ヒノキ人工林の伐採・植替えを加速化させる必要がありますが、現行の国の補助制度だけでは森林所有者の伐採意欲を十分に喚起するまでに至っていないことから、放置竹林及び花粉発生源対策等を新たに事業対象とする必要があると考えております。

さらに、荒廃森林の強度間伐を実施するにあたっては、対象森林を保安林指定することが要件となっておりますが、このことにより、所有者との協定締結に一部影響が出ていることから、事業要件の緩和が必要です。

加えて、公共施設等における木製品の展示事業交付金については、森林環境譲与税と用途が重複するとの理由により、令和元年度に廃止されましたが、住民などの目に触れる場所に木製品を展示することは、木材利用促進を図るうえで有効な取組みであり、当該交付金の再開も必要と考えております。

なお、森林環境税については、現在も県のホームページ等を活用した広報を展開されておりますが、第Ⅱ期が終盤に差し掛かる中、県民の理解や事業の透明性をより高めるためには、各市町での活用状況などの広報をさらに充実していくことが重要と考えております。

つきましては、提言事項について特段のご配慮をお願いいたします。

29 農業農村整備事業の推進

<提言事項>

- (1) 排水機場・井堰・ため池等農業用施設の計画的な整備
- (2) 農業用施設の整備・改良等に対する十分な財政支援

良好な営農条件を備えた農地や排水機場を始めとする農業用施設は、我が国の農業生産力を支えるうえで非常に重要な役割を担っており、国土や自然環境の保全、災害の防止、水資源のかん養など多面的機能の他、農村地域における集落機能を維持するなど、住民の生命や暮らしを支えています。

近年、記録的な大雨となった令和7年8月豪雨災害など頻発する集中豪雨による湛水・溢水被害が発生していますが、農業用施設の老朽化に伴う施設機能の低下等により被害がさらに増大する恐れがあり、これら農業用施設の改修は急務となっております。

これまで以上に農業生産基盤の強化・向上を図り、生産性の高い優良農地を確保することはもとより、住民の安全・安心な生活を守るため、排水機場・井堰・ため池等農業用施設の機能が今後も維持されるよう県による計画的な整備を行うとともに、市町や土地改良区等が実施する整備・改良等に必要な予算の確保を図るなど、十分な財政支援を行っていただきますよう提言いたします。

30 林業振興と森林の保全

<提言事項>

(1) 花粉発生源対策の促進

- ① 伐採重点区域へのヒノキ人工林追加
- ② 人工林伐採促進に対する支援拡充

花粉症の有病率は令和元年度時点で4割超にのぼるとの調査データもあり、国民を悩ませ続けている社会問題となっております。

国は令和5年度に「花粉症対策の全体像」及び「花粉症対策初期集中対応パッケージ」を取りまとめるとともに、「スギ花粉発生源対策推進方針」を改正し、県においてスギ人工林伐採重点区域が指定されたところです。

しかしながら、県内にはスギ人工林と同規模のヒノキ人工林が分布しており、地域の特性を考慮すると、スギ人工林だけが伐採重点区域になっている現状は十分ではなく、花粉発生源対策をより効果的にするためには、伐採重点区域にヒノキ人工林を追加することが必要です。

また、花粉発生源対策を目的とした伐採にかかる国の補助制度では、伐採面積の上限（1伐区：2.5ha以下）が示されていますが、対策を効率的に推進するために、国が森林経営計画の認定基準において「皆伐区域は20ha以内とすることが望ましい」と示していることを考慮し、地域の実情に応じて、上限に関する要件を緩和する必要があると考えております。

つきましては、国に対し、伐採重点区域へのヒノキ人工林の追加と対策に必要な十分な予算の確保及び補助要件の緩和を要請されるとともに、人工林の伐採促進に向けた県独自の支援策を拡充されることを提言いたします。

31 水田活用等の推進

＜提言事項＞

転換作物生産者への独自支援

県におかれましては、農業経営の安定対策として、農業者等への支援の実施により、農業の継続及び担い手確保が進み、農地の利用集積による規模拡大での所得向上につながる支援事業の展開を行っていただいているところです。

国においては、米政策改革の定着と水田フル活用の推進に向けて、食料自給率・自給力向上に資する飼料用米等の戦略作物の本作化、地域の特色を生かした魅力的な産地づくり及び高収益作物の導入・定着を支援されております。

そうした中、都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、前年度からの拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額で国が追加的に支援する「都道府県連携型助成」制度が令和3年度から導入されています。

つきましては、福岡県においても転換拡大推進のため、独自の支援策を実施いただきますよう提言いたします。

32 原子力災害対策の促進

＜提言事項＞

- (1) 原子力災害における広域的な防災体制の整備及び広域避難計画の充実
- (2) 原子力災害対策についての国への要請
 - ① 事故原因の徹底究明とそれを踏まえた総点検の実施
 - ② 新規制基準による徹底した安全・防災対策の確立
 - ③ 国の責任を基本とする災害時における対処体制及び防災資機材等の拡充整備
 - ④ 情報公開の徹底と原子力政策への国民の理解促進
 - ⑤ 原子力災害及び放射能等に関する知識の普及・啓発

東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故により、ひとたび原子力災害が発生すれば、放射性物質の放出等、直接的に影響を与える地域が広範囲に及び、大規模かつ長期的な避難対策が必要となるなど、住民生活と市町運営に深刻な影響を及ぼすことが明らかとなりました。

つきましては、住民生活の安全・安心を確保していくため、原子力災害における広域的な防災体制の整備や広域避難計画の充実・強化を図られるとともに、国に対し、原子力発電所の安全確保及び防災対策の推進等について強く要請されますよう提言いたします。